

8 地域子ども・子育て支援事業の見込と確保の方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(1) 利用者支援事業	基本型・特定型実施箇所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	母子保健型実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
(2) 地域子育て支援拠点事業	量の見込	4,052人日 (2か所)	3,795人日 (2か所)	3,681人日 (2か所)	3,581人日 (2か所)	3,510人日 (2か所)
	確保の方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
(3) 妊婦健康診査事業	量の見込	175人	169人	164人	159人	153人
	確保の方策	175人	169人	164人	159人	153人
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	量の見込	93人	90人	87人	85人	81人
	確保の方策	93人	90人	87人	85人	81人
(5) 養育支援訪問事業	量の見込	20人	19人	19人	18人	17人
	確保の方策	20人	19人	19人	18人	17人
(6) 子育て短期支援事業	量の見込	7人日	7人日	7人日	7人日	7人日
	確保の方策	7人日	7人日	7人日	7人日	7人日
(7) 子育て援助活動支援事業	量の見込	9人日	9人日	9人日	9人日	9人日
	確保の方策	※要検討				
(8) 一時預かり事業	①一時預かり事業 (幼稚園型) 確保の方策	7,795人日	7,535人日	7,300人日	7,088人日	6,792人日
	②一時預かり事業 (幼稚園型を除く) 確保の方策	384人日	370人日	357人日	349人日	334人日
(9) 時間外保育事業	標準時間保育 確保の方策	283人	273人	263人	257人	246人
	短時間保育 確保の方策	97人	95人	93人	89人	85人
(10) 病児保育事業	量の見込	102人日	97人日	94人日	92人日	88人日
	確保の方策	102人日	97人日	94人日	92人日	88人日
(11) 放課後児童健全育成事業	量の見込	245人	240人	229人	225人	215人
	確保の方策	245人	240人	229人	225人	215人
(12) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	量の見込	1人	1人	1人	1人	1人
	確保の方策	1人	1人	1人	1人	1人

第2期川棚町子ども・子育て支援事業計画（概要版）

令和2年3月発行

川棚町 住民福祉課 子育て支援係

〒859-3692 長崎県東彼杵郡川棚町中組郷 1518 番地 1

TEL 0956-82-3130

第2期

川棚町子ども・子育て支援事業計画

—概要版—

令和2年3月
川棚町

1 | 計画策定の背景と目的

我が国においては、ライフスタイルや価値観の多様化、社会経済情勢や就労環境の変化等、少子化が進行している要因はさまざまであり、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

このような状況の中、国においては、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。

川棚町(以下「本町」という。)においては、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえた「川棚町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。今回、「川棚町子ども・子育て支援事業計画」が本年度で計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和2年度を初年度とする「第2期川棚町子ども・子育て支援事業計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 | 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

具体的な計画策定に当たっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」を踏まえています。

本計画は、「第5次川棚町総合計画」を上位計画とし、本町における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、町の関連個別計画との連携や整合をとった計画として策定するものです。

3 | 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2(2020)年度～6(2024)年度の5年間を計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

4 | 基本理念

本町では、これまで次代を担う子どもが、健やかに生まれ、社会の一員としてその存在を尊重されながら、すくすくと元気に成長し、安全で安心して暮らせる社会を構築することを推進してきました。本計画においても、本町の子ども・子育て支援をより一層推進するため、川棚町が目指すべき基本理念を第1期計画から引き続き次のように掲げます。

《基本理念》
川棚で生まれ、育ち、いつまでも住み続けたいまちをめざして

5 | 基本目標

基本目標1	地域における子育て支援の充実
基本目標2	子どもを健やかに生み育てる環境づくり
基本目標3	教育環境の整備
基本目標4	職業生活と家庭生活との両立の推進
基本目標5	安心して子育てできる生活環境づくり
基本目標6	要保護児童へのきめ細かな支援の充実

6 | 施策の展開

基本目標1 地域における子育て支援の充実

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

少子化が進行する一方で、就労形態や生活スタイルの変化等により、子育て支援サービスに対するニーズは多様化しています。

このため、地域子育て支援センターを拠点として、保護者の状況に応じた、各種事業の実施・充実を図るとともに、適切なサービス利用に向けた周知の充実を図ります。

(2) 保育サービスの充実

多様化する保育ニーズに対応し、全ての家庭で安心して子どもを育てることができるよう、保護者の実情を踏まえながら、各種保育事業の実施・充実とともに、適切なサービス利用に向けた周知の充実を図ります。また、広域での連携を図るなど、ニーズに合わせたさまざまな対応策を推進します。

(3)子育て支援のネットワークづくり

地域全体で子育てを支援するため、民生委員並びに主任児童委員をはじめとして、関係機関やボランティア団体、地域住民によるネットワークの構築や相談支援の充実を図ります。

また、性別や年齢に関わらず、さまざまな人とふれあうことは、子ども自身が社会の一員であることを学ぶ機会として重要であり、地域の協力を得ながら、世代間の交流を促進します。

(4)子どもの健全育成

子どもの健全な育成のためには、遊びや体験を通じた仲間づくりや社会性の形成が必要です。このため、身近な地域において、安全に参加できる放課後の居場所づくりやさまざまな体験機会とともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどによる、いじめ・不登校対策や有害情報対策の推進により、健全な環境整備に努めます。

(5)子育て費用の軽減

子育てに伴う経済的負担は、精神的負担・身体的負担とともに、保護者にとって大きな不安要素です。このような子育て費用の軽減を図るため、各種制度の適正な運用を行います。また、各種制度の変更に当たり、周知の徹底を図り、適切な制度利用につなげます。

基本目標2 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

(1)母子保健・小児医療

近年、子どもや親の心身の健康を取り巻く環境は大きく変化しています。

このため、妊娠・出産、子育てに対する不安を軽減できるよう、保健師や栄養士から正しい保健知識の説明や、小児医療に関する情報提供などとともに、発達段階に応じた健診等の母子保健事業の充実に努めます。

(2)「食育」の推進

近年、家族そろって食事をする機会の減少や朝食の欠食など、食生活の問題がみられるようになっています。

このような状況を踏まえ、親や子どもの望ましい食習慣の定着とともに、食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るために、学習・体験機会の確保や周知・啓發に努めます。

また、地産地消の取組を充実し、地元に根差した「食育」の推進を図ります。

(3)思春期保健対策の充実

思春期の健康づくりは、健康的な生涯を送るための基盤形成としても重要です。

このため、性に関する正確な知識や薬物乱用、喫煙の有害性に関する知識の普及・啓發を図り、児童・生徒の心身の健康づくりを支援します。

また、中学校においては、保健師が情報提供を行い、養護教諭との連携を図っていきます。

基本目標3 教育環境の整備

(1)生きる力を育む教育の推進

家庭生活から離れる保育所・認定こども園や学校等の果たす役割は、子どもが健やかに育つ上で重要なものです。

子どもが社会の変化の中で主体的に生きる力を育むため、学力向上はもちろんのこと、情操教育等の推進により、総合的な幼児教育・学校教育の充実を図ります。

併せて、教育支援体制の充実を図り、子どもの健やかな成長を支援します。

(2)地域の教育支援体制の整備

核家族化の進行や地域の連帯意識の希薄化等により、子育ての孤立が起こりやすい状況がみられ、不安や悩みを抱える保護者も多くなっています。

このため、家庭のみならず、子育て支援ボランティアなどの地域との連携による教育支援環境づくりを進めます。また、乳幼児とのふれあいを通して、子育ての楽しさや素晴らしさを児童・生徒に伝えます。

基本目標4 職業生活と家庭生活との両立の推進

(1)仕事と子育ての両立

職業生活と家庭生活との両立支援に向けて、育児休業制度等の周知・啓發や情報提供の充実により、保護者が働きやすい職場環境の整備を推進します。また、教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、町民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

また今後は、地域活動に対する職場の理解についても働きかけていきます。

(2)男女共同参画の推進

男女が協力して家庭を持つことや子育てに取り組むことの大切さを理解できるよう、地域住民に対する学習機会の提供や周知・啓發に努め、地域における男女共同参画を推進します。

また、父親の子育てへの参加を促進するための取組を進めます。



基本目標5 安心して子育てできる生活環境づくり

(1) 生活環境の整備

全ての子どもや子育て家庭が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、公共施設や道路交通環境、遊び場の施設等の計画的な整備により、外出に配慮した生活環境の整備を推進します。

(2) 交通安全・防犯対策等の充実

子どもが地域において安全に生活できるよう、交通安全教育の推進とともに、地域で連携して子どもを見守る体制づくりに努めます。また、子どもを犯罪等の被害から守るために、関係機関との連携を図り、防犯に配慮した環境づくりの推進を図ります。

基本目標6 要保護児童へのきめ細かな支援の充実

(1) 支援が必要な家庭への対応

近年、子どもの権利を侵害する児童虐待が社会問題化するとともに、ひとり親家庭の増加等に伴い、子どもを取り巻く家庭の環境も変化しています。

このため、関係機関との連携により、児童虐待防止に取り組むとともに、相談体制の充実を図ります。

また、ひとり親家庭の多くは、子育てに関するさまざまな悩みを抱えており、各家庭の実情に即した相談支援体制の充実に努め、支援についての周知を図ります。

(2) 障がい児施策

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。特に、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う者、放課後児童健全育成事業を行う者等は、障がい児等特別な支援が必要な子どもの受け入れを推進するとともに、受け入れに当たっては、支援員を配置するなど各関係機関との連携を図り障がい児施策を推進します。

(3) 経済的困難を抱える家庭への支援

子どもの貧困対策については、平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、市町村において子どもの貧困対策計画が努力義務とされたところです。本町の策定する子ども・子育て支援事業計画には、子どもの貧困対策に資する事業も多く掲載されているところから、この計画に貧困対策を推進するための計画についても一体的に取りまとめ、各事業を推進していきます。

7 教育・保育施設の量の見込と確保方策

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握する利用希望を踏まえ、認定区分ごとに量の見込と確保方策を定めました。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定 (満3歳以上で教育を希望)	量の見込	81人	80人	76人	75人	70人
	確保の内容	95人	95人	95人	95人	95人
	差異	14人	15人	19人	20人	25人
2号認定 (満3歳以上で保育を希望)	量の見込	233人	230人	221人	217人	204人
	確保の内容	231人	231人	231人	231人	231人
	差異	▲2人	1人	10人	14人	27人
3号認定 (0歳で保育を希望)	量の見込	52人	50人	49人	48人	47人
	確保の内容	57人	57人	57人	57人	57人
	差異	5人	7人	8人	9人	10人
3号認定 (1,2歳で保育を希望)	量の見込	160人	149人	143人	139人	137人
	確保の内容	147人	147人	147人	147人	147人
	差異	▲13人	▲2人	4人	8人	10人

